

令和6年4月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和6年4月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和6年4月26日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第1号 第27期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について… 1</p> <p>議案第2号 第36期新潟市社会教育委員の委嘱について… 5</p> <p>議案第3号 令和7年度使用新潟市立小学校用 教科用図書採択に関する基本方針について… 8</p> <p>議案第4号 令和7年度使用新潟市立中学校用 教科用図書採択に関する基本方針について… 8</p> <p>議案第5号 令和7年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用 教科用図書採択に関する基本方針について… 8</p> <p>議案第6号 令和7年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用 教科用図書採択に関する基本方針について… 8</p> <p>議案第7号 令和7年度使用新潟市立高等学校用 教科用図書採択に関する基本方針について… 8</p> <p>議案第8号 令和7年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用 教科用図書採択に関する基本方針について… 8</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について… 1 ・ 坂井輪中学校の災害復旧について… 2 <p>第4 次回日程</p> <p>5月定例会 令和6年5月30日（木）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第 1 号

第 2 7 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

第 2 7 期新潟市文化財保護審議会委員を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 6 年 4 月 2 6 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

第 2 7 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

第27期 新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

任期 令和6年6月 1日から
令和8年5月31日まで
令和6年6月 1日現在

氏名	所属・職名等	専門分野等
あさくら ゆうこ 浅倉 有子	上越教育大学大学院学校教育研究科 国際交流推進センター特任教授	有形文化財 (歴史資料〔近世史〕)
いの よしひろ 伊野 義博	新潟大学名誉教授	無形民俗文化財
いわた たかこ 岩田 多佳子	一般社団法人安吾顕彰会理事	有形文化財 (絵画、美術工芸品)
かがや まり 加賀谷 真梨	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財
くりた ひろし 栗田 裕司	新潟大学理学部准教授	記念物(地質鉱物)
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財(建造物)
さかい ひでや 坂井 秀弥	奈良大学名誉教授 新潟市歴史博物館館長	記念物(史跡) 有形文化財(考古資料)
まつおか せいいち 松岡 誠一	仏像文化財修復工房代表	有形文化財 (彫刻、文化財保存修復)
なかむら もと 中村 元	新潟大学人文学部准教授	有形文化財 (歴史資料〔近現代史〕)
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物(植物)
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物(名勝)

第26期 新潟市文化財保護審議会委員名簿

任期 令和4年6月 1日から
令和6年5月31日まで
令和6年5月31日現在

氏名	所属・職名等	専門分野等	委員年数
あさくら ゆうこ 浅倉 有子	上越教育大学大学院教育研究科 国際交流推進センター特任教授	有形文化財 (歴史資料〔近世史〕)	4年
いわた たかこ 岩田 多佳子	一般社団法人安吾顕彰会理事	有形文化財 (絵画、美術工芸品)	16年
おだ せつこ 小田 節子	元内野中学校教諭	無形民俗文化財	14年
かがや まり 加賀谷 真梨	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財	8年
くりた ひろし 栗田 裕司	新潟大学理学部准教授	記念物(地質鉱物)	10年
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財(建造物)	8年
さかい ひでや 坂井 秀弥	奈良大学名誉教授 新潟市歴史博物館館長	記念物(史跡) 有形文化財(考古資料)	4年
なかむら もと 中村 元	新潟大学人文学部准教授	有形文化財 (歴史資料〔近現代史〕)	6年
まつおか くみこ 松岡 久美子	近畿大学文芸学部准教授	有形文化財 (彫刻、美術工芸品)	10年
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物(植物)	12年
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物(名勝)	8年

議案第2号

第36期新潟市社会教育委員の委嘱について

第36期新潟市社会教育委員を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和6年4月26日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

第36期新潟市社会教育委員の委嘱について

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

第36期 新潟市社会教育委員名簿

任期 令和6年5月2日から
令和8年5月1日まで
(五十音順：敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
いまい たけし 今井 岳	新潟市立臼井中学校 校長
えぐち かずみ 江口 和美	敬和学園大学人文学部 英語文化コミュニケーション学科 准教授
おぐら そおへい 小倉 壮平	新潟市市民活動支援センター運営協議会 会長
きむら いほこ 木村 いほ子	公益財団法人新潟県女性財団 専門員
さとう ひろき 佐藤 裕紀	新潟医療福祉大学健康科学部健康スポーツ学科 講師
しやま そのみ 司山 園美	新潟市立万代高等学校・新潟市立明鏡高等学校 地域教育コーディネーター
しらかみ みちこ 白神 道子	豊栄図書館応援団 代表
たけだ まさみ 竹田 暢美	新潟市立亀田東小学校 校長
はが まきこ 羽賀 万起子	ゆめのき学園・ツインズトリプルカフェ 代表
はせがわ まさあき 長谷川 雅朗	新潟市立小中学校PTA連合会 前副会長
やまぎし のりこ 山岸 則子	新潟市立西内野小学校・新潟市立内野中学校 地域教育コーディネーター

第35期 新潟市社会教育委員名簿

任期 令和4年5月2日から
令和6年5月1日まで
(五十音順：敬称略)

氏名	所属・役職
おぐら 小倉 ぞおへい 壮平	新潟市市民活動支援センター運営協議会 会長
かくの 角野 ひとみ 仁美	NPO法人みらいず works
きむら 木村 いほこ いほ子	公益財団法人新潟県女性財団 専門員
くもお 雲尾 しゅう 周	新潟大学教職大学院 教授
さとう 佐藤 ひろき 裕紀	新潟医療福祉大学健康科学部健康スポーツ学科 講師
しみず 清水 りゅうたろう 隆太郎	株式会社博進堂 専務取締役 新潟市立女池小学校PTA 会長
しやま 司山 そのみ 園美	新潟市立万代高等学校・新潟市立明鏡高等学校 地域教育コーディネーター
しらかみ 白神 みちこ 道子	豊栄図書館応援団 代表
たけだ 竹田 まさみ 暢美	新潟市立亀田東小学校 校長
ひらやま 平山 ともやす 智康	新潟市立臼井中学校 校長
やまぎし 山岸 のりこ 則子	新潟市立西内野小学校 地域教育コーディネーター

【議案第3～8号 資料】 令和7年度使用新潟市立学校用教科用図書の採択について

(参考：関係法令・抜粋)

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4年とする。

	校種	教科等	採択方法	備考	選定・採択時期
議案第3号	小学校	全教科	令和6年度と同一のもの を採択する 国語については、 令和5年度に採択 されたものとする	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和7年度が同一の教科用図書を採択する期間の2年目となるため、今年度も同一のものを採択する。 【国語について】 光村図書の教科用図書は2か年を通して指導する内容構成となっている。そのため、令和5年度に光村図書の教科用図書を使用していた現2・4・6年生に限っては、文部科学省からの指示により、令和6年度も引き続き光村図書のものを使用することとしている。令和7年度は、すべての学年で、令和5年度に採択した東京書籍の教科用図書を採択・使用する。 	
議案第4号	中学校	全教科	採択する	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和6年度が同一の教科用図書を採択する期間の4年目となるため、令和7年度使用教科用図書を令和6年度に採択を行う。 	7月教育委員会定例会で選定・採択
議案第5号	高志中等教育学校 前期課程	全教科	採択する (毎年採択)	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の教科用図書は、教科書以外の教科用図書の選定・採択を行う。 	7月教育委員会定例会で選定・採択
議案第6号	特別支援学校 (含む特別支援学級)	一般図書	採択する (毎年採択)	<ul style="list-style-type: none"> 各学校がそれぞれの教育課程に則し、教職員の意見や希望を反映する。 校長に、その学校に適する教科用図書を選定させ、その結果を尊重して採択する。 	8月教育委員会定例会で選定・採択
議案第7号	高等学校	全教科	採択する (毎年採択)		
議案第8号	高志中等教育学校 後期課程	全教科	採択する (毎年採択)		

議案第 3 号

令和 7 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 7 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおり
としたいため議決を求める。

令和 6 年 4 月 26 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和 7 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針
について

- 1 小学校用教科用図書は，令和 6 年度と同一の教科用図書を採択する。
- 2 小学校用教科用図書の中で、国語に関しては、令和 5 年度に採択したものを採択する。

議案第4号

令和7年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和7年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおり
としたいため議決を求める。

令和6年4月26日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和7年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針
について

- 1 中学校用教科用図書の採択を行う。
- 2 教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 教科用図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

議案第 5 号

令和 7 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について

令和 7 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本
方針を，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 6 年 4 月 26 日 提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和 7 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採
択に関する基本方針について

- 1 高志中等教育学校前期課程用教科用図書は，中学校用教科用図書採択に関
する基本方針と同様とする。

議案第 6 号

令和 7 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する
基本方針について

令和 7 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基
本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 6 年 4 月 26 日 提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和 7 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書
採択に関する基本方針について

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会
が決定する。

令和7年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和7年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和6年4月26日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和7年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

令和 7 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針
について

令和 7 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針
を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 6 年 4 月 26 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和7年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択
に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会 各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

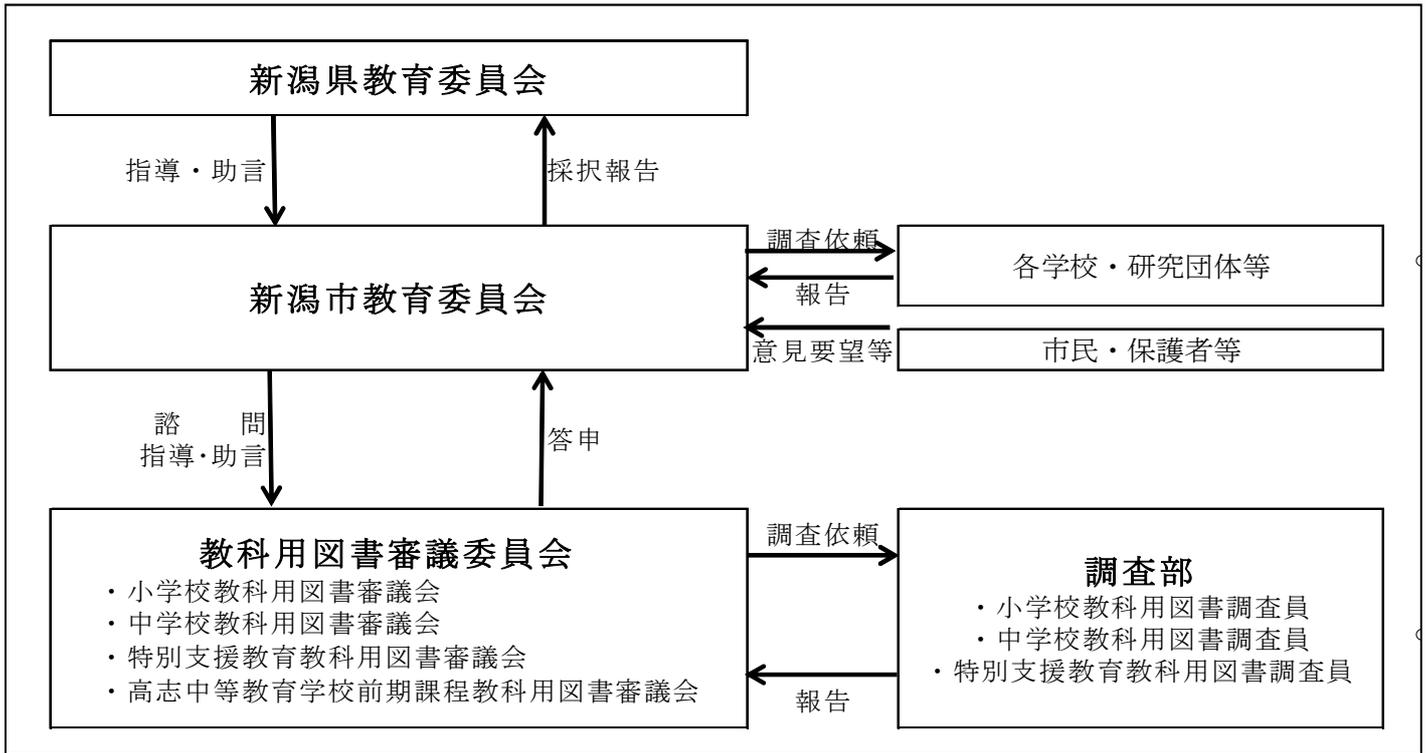
(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

新潟市教科用図書採択の仕組みと各組織の構成・任務



組 織	構 成	任 務
新潟市教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> 教科書の採択 基本方針の決定 審議委員・調査員の委嘱 審議委員会への指導助言 審議委員会等への出席
教科用図書 審議委員会 (・小学校教科用図書審議会 ・中学校教科用図書審議会 ・特別支援教育教科用図書審議会 ・高志中等教育学校前期課程 教科用図書審議会	<ul style="list-style-type: none"> 一般有識者（保護者の代表を含む） 小学校長 中学校長 特別支援学校長 教科に造詣の深い教員 特別支援教育に造詣の深い教員 	<ul style="list-style-type: none"> 調査員の推薦 調査員研究報告書に基づく教科用図書の研究・審議 答申内容の審議 教育委員会へ答申
調査部 (・小学校教科用図書調査員 ・中学校教科用図書調査員 ・特別支援教育教科用図書調査員	<ul style="list-style-type: none"> 小学校長 中学校長 特別支援学校長 教科に造詣の深い教員 特別支援教育に造詣の深い教員 保護者の代表 	<ul style="list-style-type: none"> 教科用図書の調査・研究 研究報告書作成
各学校・研究団体等	<ul style="list-style-type: none"> 市内小・中・特別支援学校 研究部員等 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書センターにおいて、教科用図書の調査・研究 研究報告書作成

令和 7 年度使用教科用図書採択の主な日程

日 程	業 務 内 容
4月 26日(金)	○4月教育委員会定例会 【令和7年度使用教科用図書採択基本方針】
5月 下旬	○5月教育委員会定例会 報告 【審議について諮問内容】 【審議委員委嘱】(非公開)
5月 31日(金)	○第1回教科用図書審議委員会 ・教育委員会からの諮問等 ○調査員への委嘱依頼
6月 7日(金) 下旬	○第1回調査部会(以後、部会ごとに設定) ○6月教育委員会定例会 報告 【調査員委嘱】(非公開) ・小・中・高等学校教科用図書・一般図書展示会(新潟教科書センター) *総合教育センター・ほんぽーと *開催期間未定
7月 12日(金)	○第2回教科用図書審議委員会 ・審議委員長から教育委員会へ答申
中旬	○事前学習会
下旬	○7月教育委員会定例会【中学校教科用図書・一般図書採択】
8月 下旬	○8月教育委員会定例会【高等学校教科用図書採択】

報 告

令和6年4月26日
4月教育委員会定例会
学校人事課

令和7年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について

1 基本方針

政令市新潟にふさわしい「授業力」「組織マネジメント力」「人間力」を備えた教員を採用するため、採用選考検査の在り方を見直すとともに、厳正な採用選考検査を実施する。

2 日程・会場

- (1) 願書交付・受付期間 4月11日(木)～5月9日(木)
 (2) 小学校教諭6月検査 6月16日(日) 新潟市立明鏡高等学校
 (3) 第1次検査 7月7日(日) 新潟市立高志中等教育学校
 ※ 大学3年生の受検が可能
 (4) 第2次検査 8月17日(土)・18日(日) 新潟市立上山中学校
 (5) 検査結果通知 小学校教諭6月検査の結果：6月28日(金)
 第1次検査の結果：7月31日(水)
 第2次検査の結果：9月下旬

3 採用予定者数 () は令和6年度の公告数 ※実際の合格者数

- ・小学校教諭 100 人程度 (95 人程度) ※105 人
- ・中学校教諭・高等学校教諭共通 75 人程度 (60 人程度) ※72 人
 国語、社会(地理歴史・公民)、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術※中のみ、家庭、英語
- ・特別支援学校教諭 12 人程度 (10 人程度) ※10 人
- ・養護教諭 7 人程度 (6 人程度) ※7 人
- ・栄養教諭 3 人程度 (1 人程度) ※1 人

<過去3年間の推移>

	R 6 採用 (R 5 実施)			R 5 採用 (R 4 実施)			R 4 採用 (R 3 実施)		
	受検者数	公告数	合格者数	受検者数	公告数	合格者数	受検者数	公告数	合格者数
小学校	189	95	105	211	95	110	206	85	104
中・高共通	199	60	72	180	60	65	179	45	54
特別支援学校	14	10	10	17	10	7	24	6	8
養護教諭	44	6	7	55	6	8	62	12	15
栄養教諭	13	1	1						

4 優秀な人材確保のために

- (1) 従来の内容・方法に加えて、小学校教諭において「小学校教諭6月検査」と「大学3年生受検」を実施する。
- (2) 中学校教諭・高等学校教諭共通の音楽、美術、家庭に出願する者については、中学校教諭普通免許状のみでも可とする。
- (3) 特別選考Ⅲ(教職経験者特別選考)、特別選考Ⅷ(高等学校教諭特別選考)により、即戦力となる教員を確保する。
- (4) 2次検査で個人面接と集団面接を実施し、多面的に受検者の資質・能力を見取る。
- (5) 教員免許状や実用英語検定等の資格による第1次検査における加点を行う。
- (6) 教育委員会のHPに教員採用にかかわる特集ページの掲載、PR動画、SNSの活用、リーフレットの配布により、教員という仕事の魅力ややりがいを広く発信する。
- (7) 大学や高校等で採用ガイダンスを実施し、受検者の増加を図る。